

香芝市告示第82号

香芝市地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限に関する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市の職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和57年規則第14号。以下「規則」という。）の規定に基づき、職員が地域貢献活動を行うために営利企業等に従事しようとする場合の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象活動)

第2条 地域貢献活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性が高く、継続的に行う地域に貢献する活動であって、報酬を伴うものであること。
- (2) 市内又は市外の地域の発展及び活性化に寄与する活動又は地域の課題の解決若しくは福祉の増進に寄与する活動であること。

(対象職員)

第3条 この要綱において、対象となる職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（同法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条の規定による申請時において香芝市職員の職の設置に関する規則（平成19年規則第5号）第2条第1項に規定する部長又は同条第2項第2号に規定する次長の職に相当する職に就いている職員は、特別の事情がない限り、対象としない。

(許可の申請)

第4条 地域貢献活動に係る規則第3条の規定による申請は、地域貢献活動に係る営利企業等従事許可申請書（第1号様式）により行うものとする。

(許可)

第5条 任命権者は、前条の申請があった場合は、規則第4条第2項の規定により許可することを決定したときは地域貢献活動に係る営利企業等従事許可決定通知書（第2号様式）により、許可しないことを決定したときは地域貢献活動に係る営利企業等従事不許可決定通知書（第3号様式）により、当該申請を行った職員に通知するものとする。

(審査)

第6条 任命権者は、第4条の申請について、規則第4条第1項第2号イに掲げる基準に適合するかどうかを次の事項により審査するものとする。

- (1) 職員の職と従事する営利企業等との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入、業務の委託、公の施設等の管理運営又は公共サービスの提供（指定管理者、包括委託事業者又は補助事業、包括協定、連携協定等により香芝市と継続的契約又は財政的関与のある団体その他これらに類するものをいう。）、不利益処分又は行政指導の対象等の特別な利害関係が生じるおそれがなく、かつ、特定の利益に偏することなく公務の公正性の確保を損なうおそれがないこと。
- (2) 報酬の額が、地域貢献活動として社会通念上適切とされる範囲であること。
- (3) 営利を主たる目的とする活動、宗教的活動、政治的活動又は法令に反する活動でないこと。
- (4) 香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する休日若しくは香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第4条第1項の規定により割り振られた週休日又は同条例第3条第2項若しくは同条例第4条第1項の規定により割り振られた勤務時間以外の活動であり、職員の健康が損なわれないものであること。
- (5) 営利企業等に従事する予定の日の直前の人事評価の結果について、能力評価考課点が50点以上かつ業績評価合計点が40点以上の職員であること。ただし、能力評価又は業績評価を実施していない職員については、実施していない人事評価の結果は考慮しないものとする。
- (6) 複数の職員が同じ営利企業等に従事するときは、当該営利企業等内において職務上の上司、部下等の関係を維持していること。

2 任命権者は、前項第1号に掲げる事項に該当しない場合であっても、規則第4条第1項第2号ロに掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

(活動報告)

第7条 第5条の規定による許可を受けた職員（附則第2項の規定により許可を受けたものとみなされたものを含む。以下同じ。）（以下「許可職員」という。）は、年度ごとにその末日から起算して30日以内に活動実績報告書（第4号様式）を任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可職員は、営利企業等への従事期間が満了したときは、当該満了した日から起算して30日以内に活動実績報告書（第

4号様式)を任命権者に提出しなければならない。

(許可内容の変更等の手続)

第8条 許可職員は、許可を受けた内容に変更があるときは、速やかに地域貢献活動に係る営利企業等従事変更承認申請書(第5号様式)を任命権者に提出し、その承認を得なければならない。

2 任命権者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、地域貢献活動に係る営利企業等従事変更承認(不承認)決定通知書(第6号様式)により当該申請を行った許可職員に通知するものとする。

3 許可職員は、営利企業等への従事を中止するときは、速やかに地域貢献活動に係る営利企業等従事中止届出書(第7号様式)を任命権者に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 任命権者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると判断したときは、第5条の規定による許可を取り消すことができるものとする。

(1) 規則第4条第1項第2号イ及びロに掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 許可職員が地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされたとき。

(3) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

(4) 第7条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) その他任命権者が不相当と認めたとき。

2 任命権者は、前項の規定により許可を取り消したときは、地域貢献活動に係る営利企業等従事許可取消通知書(第8号様式)により、当該職員に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に地域貢献活動を行うため営利企業等に従事する許可を受けている職員は、この要綱の施行の日に、第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

第1号様式（第4条関係）

地域貢献活動に係る営利企業等従事許可申請書

年 月 日

任命権者

所属名

職 名

氏 名

地域貢献活動を行うため営利企業等に従事したいので、香芝市地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

従事する 営利企業等	名 称	
	所 在 地	
	事 業 形 態	
従事内容	役 職 名 等	
	従 事 す る 業 務 の 内 容	
	従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
報 酬	報 酬 の 額	円 ※従事期間における報酬の見込額の合計を記載
	報 酬 支 払 者	
	報 酬 見 込 額 算 出 方 法	

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

任命権者



地域貢献活動に係る営利企業等従事許可決定通知書

年 月 日付けの申請については、次のとおり許可することを決定したので、香芝市地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限に関する要綱第5条の規定により、通知します。

許 可 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
従 事 する 営利企業等	名 称	
	所 在 地	
従 事 内 容	職 名	
	従 事 する 業 務 の 内 容	
	従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
報 酬 の 額		円
活 動 計 画	活 動 する 日	
	活 動 する 時 間	
	活 動 する 場 所	
	活 動 する 頻 度	
許 可 の 条 件		

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



地域貢献活動に係る営利企業等従事不許可決定通知書

年 月 日付けの申請については、次のとおり許可しないことを決定したので、香芝市地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限に関する要綱第5条の規定により、通知します。

許可しないこととした理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、地方公務員法第49条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市公平委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であってもこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

第4号様式（第7条関係）

活動実績報告書

年 月 日

任命権者

所属名

職 名

氏 名

香芝市地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限に関する要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

許 可 を 受 け た 日	年 月 日
許 可 に 係 る 通 知 の 文 書 番 号	
活動実績	活 動 し た 日
	活 動 し た 時 間
	活 動 し た 場 所
	活 動 し た 頻 度
	得られた成果
報 酬 の 額	円 ※この報告における活動期間中に受けた報酬の額の合計を記載
今 後 の 活 動 に つ い て	
所 属 長 の 意 見	意 見 所属長名 印

第5号様式（第8条関係）

地域貢献活動に係る営利企業等従事変更承認申請書

年 月 日

任命権者

所属名

職 名

氏 名

次のとおり変更するので、香芝市地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限に関する要綱第8条第1項の規定により、申請します。

許可を受けた日	年 月 日
許可に係る 通知の文書番号	
変更の日	年 月 日
変更の内容	
所属長の意見	意見 所属長名 印

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



地域貢献活動に係る営利企業等従事変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けの営利企業等に従事する許可の変更に係る承認の申請については、次のとおり決定しましたので、香芝市地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限に関する要綱第8条第2項の規定により通知します。

決 定 区 分	承認 ・ 不承認
理 由 (不承認の場合)	
許 可 を 受 け た 日	年 月 日
許 可 に 係 る 通 知 の 文 書 番 号	
変 更 の 内 容	

第8号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



地域貢献活動に係る営利企業等従事許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した営利企業等に従事する許可については、次のとおり取り消しましたので、香芝市地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限に関する要綱第9条第2項の規定により、通知します。

1 取消日

2 理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、地方公務員法第49条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市公平委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であってもこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。